

ENEOS カード (C・P・S) 「個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」の改定について

2024 年 2 月 27 日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ENEOS カード (C・P・S) の「個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」(以下「規定」といいます) の改定についてご案内いたします。

1. 対象カード (いずれも個人用)

ENEOS カード (C・P・S)

2. 適用開始日

2024 年 4 月 1 日より改定後の規定が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規定 (全文) につきましては、2024 年 4 月 1 日頃、当社 WEB サイトに掲載の予定です。

改定前	改定後
第 3 条(各種サービス実施にかかる利用)	第 3 条(各種サービス実施にかかる利用)
1. ENEOS は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。	1. ENEOS は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を取得し、必要に応じてこれらの情報を分析したうえで利用します。
① ENEOS の事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。	① ENEOS の親会社である ENEOS ホールディングス株式会社の子会社および関連会社、ENEOS の子会社および関連会社(以下「ENEOS グループ」という)の事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。
② ENEOS の事業における市場調査、商品開発および営業活動のため	② ENEOS グループの事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。

改定前	改定後
第 5 条 (提携企業への提供・利用)	第 5 条 (提携企業への提供・利用)
2. ENEOS は、会員が ENEOS の特約店・販売店 (以下「運営店」という) が経営する ENEOS サービスステーション (一部店舗を除く。) と以下の内容の情報を、以下の目的に必要な範囲内で共同利用するものとします。また、運営店は以下の目的の範囲内で情報を利用するものとします。 [利用情報] 一定期日におけるポイントの残高に係る情報 [目的] 一定期日におけるポイントの残高を売上票に印字し、印字内容に基づきポイントの還元申請をご案内すること。 [共同利用責任者] ENEOS	2. ENEOS は、ENEOS の特約店・販売店 (以下「運営店」という) が経営する ENEOS サービスステーション (一部店舗を除く。以下、運営店と総称して「運営店・SS」という) と以下の内容の情報を、以下の目的に必要な範囲内で共同利用するものとします。また、運営店は以下の目的の範囲内で情報を利用するものとします。 [利用情報] ① 一定期日におけるポイントの残高に係る情報 ② 会員の属性情報、契約情報および取引情報 [目的] ① 一定期日におけるポイントの残高を売上票に印字し、印字内容に基づきポイントの還元申請をご案内すること。 ② 第 3 条に定める利用目的において利用すること (本項においては、共同利用する会社を取り扱う商品・役務等を対象に含むことがあります。) [共同利用責任者] ENEOS 株式会社 (https://www.eneos.co.jp/company/about/outline.html)
新設	4. ENEOS は、ENEOS グループと以下の内容の情報を、以下の目的に必要な範囲内で共同利用するものとします。また、ENEOS グループは以下の目的の範囲内で情報を利用するものとします。

	<p>[利用情報] 会員の属性情報、契約情報および取引情報</p> <p>[目的] 第3条に定める利用目的において利用すること（本項においては、共同利用する会社を取り扱う商品・役務等を対象に含むことがあります。）</p> <p>[共同利用責任者] ENEOS株式会社 (https://www.eneos.co.jp/company/about/outline.html)</p>
4. 本規定の有効期間中に本条の提供・利用先が新たに追加された場合には、会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。	5. 本規定の有効期間中に本条の提供・利用先が新たに追加された場合には、会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。

以上